

公立大学法人周南公立大学に係る重要な財産を定める条例制定について

公立大学法人周南公立大学に係る重要な財産を定める条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

公立大学法人周南公立大学に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立大学法人周南公立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、公立大学法人周南公立大学の成立の日から施行する。